

**2027年国際園芸博覧会に係る情報発信等業務
揭示兼企画提案競技説明書**

1 業務の概要

(1) 業務名称

2027年国際園芸博覧会に係る情報発信等業務

(2) 業務の目的

本業務は、2027年国際園芸博覧会（以下「園芸博」という。）における当機構の参画に関する情報発信戦略の立案、実施、効果検証を行うものである。

当機構の参画コンセプト及び訴求するメッセージ等を踏まえ、特設ウェブページやSNS、各種情報発信ツール等を活用したコンテンツ制作、発信を効果的、継続的に実施することにより、会期前及び会期期間中において当機構への関心を高め、来場意欲の喚起につなげることを目的とする。

また、幅広い層へ当機構及び当機構の取り組みの認知向上及び理解促進を目指すものとする。

なお、本業務は、公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会（以下「GREEN×EXPO 協会」という。）が行う園芸博への来場促進、機運醸成のための情報発信とは別に、当機構の参画に関する情報発信を対象とするものである。

(3) 業務内容

本業務の内容は、以下のとおり。また、詳細は別添1のとおり。

- ①当機構の参画に関する情報発信戦略の立案、効果検証等
- ②園芸博特設ウェブページ、SNSコンテンツの制作等
- ③情報発信ツール（チラシ、パンフレット、ノベルティ等）の制作等
- ④会期前における機運醸成施策の実施等
- ⑤その他

(4) 履行期間

覚書交換日の翌日から令和9年12月31日まで

2 参加資格

- (1) 令和7・8年度独立行政法人都市再生機構東日本地区物品購入等の契約に係る競争参加資格審査において、「役務提供」の資格を有すると認定された者であること。

なお、当該競争参加資格を有しない場合は、参加表明書の提出期限までに競争参加資格の申請を行った上、申請時に交付される競争参加資格申請受理票の写しを「参加表明書に関する確認書（様式1-2）」に添付して提出する必要がある。競争参加資格の申請等に係る問い合わせ先及び申請書の提出先は次のとおり。

〒231-8315 神奈川県横浜市中区本町六丁目50番地1 横浜アイランドタワー
独立行政法人都市再生機構 総務部 会計課
電話：045-650-0189

<https://www.ur-net.go.jp/order/info.html>

- (2) 独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95

- 号) 第 331 条及び第 332 条の規定に該当しない者であること。(別添 7)
- (3) 当機構から当業務の実施場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けている者でないこと。
- (4) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者若しくはこれに準ずる者でないこと。
(別添 8)
- (5) 同種業務・類似業務を受注し完了した実績を有すること。
同種業務：平成 17 年度以降の国際博覧会条約に定める国際博覧会（大阪・関西万博等）における主催者又は出展者等の機運醸成、広報・プロモーション業務（効果検証等含む）。
類似業務：平成 27 年度以降の開催期間 3 週間以上の大規模イベント（全国都市緑化フェア等）における主催者又は出展者等の機運醸成、広報・プロモーション業務（効果検証等含む）。
- ※機運醸成、広報・プロモーション業務の実績は、企画準備段階から情報発信までを一体的に行い、かつ会期前から会期中を通じて実施したものを対象とする（大阪・関西万博におけるナショナルデー等の単発イベントのみを対象とした機運醸成、広報・プロモーション業務は実績と認めない）。
- (6) 共同企業体の場合は、別添 9 のとおり。

3 手続き等

- (1) 担当部等
- ① 契約関係
〒231-8315 神奈川県横浜市中区本町六丁目 50 番地 1 横浜アイランドタワー
独立行政法人都市再生機構 総務部 会計課
電話：045-650-0189
- ② 企画関係
〒231-8315 神奈川県横浜市中区本町六丁目 50 番地 1 横浜アイランドタワー
独立行政法人都市再生機構 広報室 広報戦略課
電話：045-650-0869
- (2) 掲示兼企画提案競技説明書の交付期間、場所及び方法
- ① 交付期間
令和 8 年 2 月 4 日（水）から令和 8 年 3 月 26 日（木）まで
- ② 交付場所
当機構ホームページからのダウンロードによる。なお、別添 1 の別冊資料の交付期間等は下記(3)のとおり。
- (3) 業務説明書（別添 1）の別冊資料の交付期間、場所及び方法
- ① 交付期間
令和 8 年 2 月 4 日（水）から令和 8 年 2 月 20 日（金）まで
（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く毎日、午前 10 時から午後 5 時。ただし、正午から午後 1 時までの間は除く。）

- ② 交付場所
- 3 (1)②にて直接手渡しのみとし、郵送やメール等では交付しない。なお、予め訪れる日時を3 (1)②まで連絡の上、「秘密保持に関する確約書」(様式9)を持参し、訪問すること。
- (4) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法
- ① 提出期限 令和8年2月20日(金) 午後5時
- ② 提出場所 〒231-8315 神奈川県横浜市中区本町六丁目 50 番地 1
横浜アイランドタワー
独立行政法人都市再生機構 広報室 広報戦略課
電話：045-650-0869
- ③ 提出方法 持参、郵送又は電子メールとする。
- (持参の場合)
- あらかじめ上記提出場所に提出日時を連絡の上、内容を説明できる者が持参すること。
- (郵送の場合)
- 書留郵便により発送することとし、提出期限までに必着のこと。
- (電子メールの場合)
- あらかじめ上記提出場所に電話にて電子メールによる旨を連絡の上、指定のメールアドレスにPDF形式の資料を添付して送信し、上記提出場所に資料の受け渡し及び開封の確認を提出期限までに行うこと。添付ファイルが10メガバイトを超える場合は、上記提出場所に電話にて連絡し、当機構からの添付ファイルの受け渡し方法の指定に従うこと。なお、セキュリティやシステム障害等により、提出期限までに資料の受け渡しができなかった場合の責を当機構は負わない。
- (5) 企画提案書特定までの流れ
- ① 当機構において参加表明書の提出者の参加資格について審査を行い、2に定める要件を満たしかつ評価の合計点が高い者から順に原則として5者(参加表明書を提出した者が5者に満たない場合は2に定める要件を満たした者)を企画提案書の提出者に選定する。なお、評価の合計点が複数者同点となった場合は、4に定める評価項目のうち「業務実績及び実施体制」と「情報セキュリティ体制」の合計点数(最大17点)の高い者から順に選定する。
- ② 企画提案書の提出者に選定された者のみ、企画提案書を提出することができる。
※プレゼンテーション実施予定
- ③ 当機構において、提出された企画提案書について評価を行い、最も優れた企画提案書1件を特定する。

4 企画提案書の提出者を選定するための基準

参加表明書の評価項目、評価の着目点及び評価のウェイトは以下のとおりとする。

評価項目	評価の着目点		評価のウェイト
参加表明者（企業）の経験及び能力	業務遂行の迅速性	業務拠点等の所在 配置予定の責任者を配置することが可能な本社、支社、営業所等の所在地を評価する。 ① 東京都内又は神奈川県内に営業所等がある ② 千葉県内又は埼玉県内に営業所等がある ③ 上記のいずれの都県内に営業所等はない	① 5 ② 3 ③ 0
		担当者の配置 業務品質確保のために必要となる当機構との窓口担当者の配置について評価する。 ① 担当者を配置している ② 担当者を配置していない	① 3 ② 0
	業務実績及び実施体制	業務実績 同種業務又は類似業務の実績を以下のとおり評価する。 なお、提出様式に記載できる業務実績は最大5件とする。 ① 同種業務の実績が2件以上 ② 同種業務の実績が1件 ③ 類似業務の実績が2件以上 ④ 類似業務の実績が1件 ※実績のない場合は選定しない。	① 10 ② 5 ③ 3 ④ 0
		実施体制 配置予定責任者の経験を以下のとおり評価する。 ① 同種業務の業務実績が2件以上ある ② 同種業務の業務実績が1件ある ③ 類似業務の業務実績がある ④ 上記①～③の業務実績なし	① 5 ② 3 ③ 1 ④ 0
参加表明者（企業）の経験及び能力	情報セキュリティ体制	資格 組織としての情報セキュリティ体制を以下のとおり評価する。 ① ISO/IEC27001：2022 又は JIS Q 27001:2023 に基づく情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度の認証を受けている（但し、申請書提出時に有効であること） ② 上記①の資格を有しない	① 2 ② 0

企業独自の取組 ※1、※5	女性活躍推進法に基づく認定 (えるぼし・プラチナえるぼし認定企業) ※2	行動計画	1
		1 段落目	2
		2 段落目	3
		3 段落目	4
		プラチナえるぼし	5
	次世代法に基づく認定 (くるみん・プラチナくるみん認定企業) ※3	くるみん (平成 29 年 3 月 31 日までの基準)	2
		トライくるみん	3
		くるみん (平成 29 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日までの基準)	3
		くるみん (令和 4 年 4 月 1 日以降の基準)	3
		プラチナくるみん	5
	若者雇用促進法に基づく認定 (ユースエール認定企業) ※4	4	
評価点 合計			30

※1 複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分より加点を行う（例えば、「えるぼし認定 2 段階目」の認定（3 点）を受け、かつ「くるみん」の認定（2 点）を受けている企業の場合は、配点が高い 3 点を加算する）。

※2 女性活躍推進法第 9 条に基づく基準に適合するものと認定された企業（労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。）、同法第 12 条又は同法第 8 条に基づく一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定している企業（常時雇用する労働者の数が 100 人以下の事業主に限る。）をいう。

※3 次世代法第 13 条又は第 15 条の 2 に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

※4 若者雇用促進法第 15 条に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

※5 「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する外国法人の確認事務取扱要綱」に基づく内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する認定等に準じ加点する。

5 参加表明書の留意事項

(1) 作成方法

様式（様式 1 から様式 4 まで）を基に作成を行うものとする。

(2) 提出期間、提出場所及び提出方法

提出期間 令和 8 年 2 月 4 日（水）から令和 8 年 2 月 20 日（金）まで

（土曜日、日曜日、祝日を除く毎日、午前 10 時から午後 5 時。ただし、正午から午後 1 時の間は除く。）

提出場所 〒231-8315 神奈川県横浜市中区本町六丁目 50 番地 1

横浜アイランドタワー

独立行政法人都市再生機構 広報室 広報戦略課

電話 045-650-0869

提出方法 持参、郵送又は電子メールとする。

(持参の場合)

あらかじめ上記提出場所に提出日時を連絡の上、内容を説明できる者が持参すること。

(郵送の場合)

書留郵便により発送することとし、提出期限までに必着のこと。

(電子メールの場合)

あらかじめ上記提出場所に電話にて電子メールによる旨を連絡の上、指定のメールアドレスにPDF形式の資料を添付して送信し、上記提出場所に資料の受け渡し及び開封の確認を提出期限までに行うこと。添付ファイルが10メガバイトを超える場合は、上記提出場所に電話にて連絡し、当機構からの添付ファイルの受け渡し方法の指定に従うこと。なお、セキュリティやシステム障害等により、提出期限までに資料の受け渡しができなかった場合の責を当機構は負わない。

(3) 選定・非選定通知

- ① 参加表明書を提出した者のうち、2に定める要件を満たしかつ評価の合計点が高い者から順に原則として5者（参加表明書を提出した者が5者に満たない場合は2に定める要件を満たした者）を企画提案書の提出者に選定する。なお、評価の合計点が複数者同点となった場合は、4に定める評価項目のうち「業務実績及び実施体制」と「情報セキュリティ体制」の合計点数（最大17点）の高い者から順に選定する。
- ② 企画提案書の提出者に選定した者には、当機構から電子メールにより通知する。また、選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨と、その理由（非選定理由）を電子メールにより通知する。
- ③ 上記②の非選定通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（土曜日、日曜日、祝日を除く。）以内に書面（様式は自由）を郵送又は電子メールにより送付することで、非選定理由を求めることができる。書面には回答を受信するためのメールアドレスを記載すること。
- ④ 上記③の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（土曜日、日曜日、祝日を除く。）以内に電子メールにより行う。
- ⑤ 非選定理由の説明書請求の受付場所、受付時間は以下のとおり
受付場所 5(2)に同じ。
受付日時 説明を求めることができる最終日まで
(土曜日、日曜日、祝日を除く毎日、午前10時から午後5時。ただし、正午から午後1時の間は除く。)

6 参加表明書の作成に係る質問の受付及び回答

- (1) 当該表明書の作成に係る質問がある場合においては、次に従い、書面（様式5）により提出すること。
 - ① 受領期間 令和8年2月4日（水）から令和8年2月9日（月）まで
(土曜日、日曜日、祝日を除く毎日、午前10時から午後5時。ただし、正午から午後1時の間を除く。)

- ② 提出場所 5 (2)に同じ。
- ③ 提出方法 持参、郵送又は電子メールとする。

(持参の場合)

あらかじめ上記提出場所に提出日時を連絡の上、内容を説明できる者が持参すること。

(郵送の場合)

書留郵便により発送することとし、提出期限までに必着のこと。

(電子メールの場合)

あらかじめ上記提出場所に電話にて電子メールによる旨を連絡の上、指定のメールアドレスにPDF形式の資料を添付して送信し、上記提出場所に資料の受け渡し及び開封の確認を提出期限までに行うこと。添付ファイルが10メガバイトを超える場合は、上記提出場所に電話にて連絡し、当機構からの添付ファイルの受け渡し方法の指定に従うこと。なお、セキュリティやシステム障害等により、提出期限までに資料の受け渡しができなかった場合の責を当機構は負わない。

(2) (1)の質問に対する回答は、次のとおり閲覧に供する。

- ① 閲覧期間 令和8年2月13日(金)から令和8年2月18日(水)まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後5時。ただし、正午から午後1時の間は除く。)

- ② 閲覧場所 5 (2)に同じ。

なお、回答については、電子メール等により一斉に行う場合がある。

7 企画提案書を特定するための基準

企画提案書の提出者は、1 (3)を実施するための企画提案書を下記(1)及び8に従い提出すること。なお、提出された企画提案書は、下記(2)の評価項目、評価の着目点及び評価のウェイトにより評価する。

(1) 企画提案書に求める内容

1を踏まえた上で、下記記載の全ての内容について記載すること。

- ① 本業務の目的・内容・課題及び重要事項への理解度等、本業務の的確な実施に関わる理解
- ② 配置担当者の経験・資格・人数・協力体制等、本業務を遂行するための的確な体制と業務実施計画(スケジュール)
- ③ 本業務の達成に資する独自の企画提案
- ④ 参考見積

(2) 企画提案書を特定するための基準

別添2のとおり

8 企画提案書の留意事項

(1) 基本事項

- ① 企画提案書の無効

本説明書において記載された事項以外の内容を含む企画提案書、又はこの書面及び別添

の書式に示された条件に適合しない企画提案書については、無効とする場合があるので注意すること。

② 概算費用

本業務に係る概算費用は 60 百万円（税込）以下を予定する。なお、本費用には本業務実施に係る一切の経費を含むものとする。

ただし、上記金額は、企画提案の目安とする概算費用であり、企画提案書特定者に対し上記概算費用での契約を約束するものではなく、実際の発注額が概算費用の額を下回る場合がある。また、契約までの間に当機構の事情により、本業務の契約締結が延期若しくは中止、又は契約が変更される場合があることを予め了承すること。

(2) 提出書類

① 企画提案書（様式 6）

下記②③を提出する際、正本 1 部にのみ頭紙として添付すること。

② 企画提案資料（任意様式）

作成にあたっては、別添 2 及び下記に記載の様式に関する規定に従うこと。

- a) 文字の大きさは 11 ポイント以上とする。
- b) 用紙サイズは A 3 横とする。
- c) 枚数は 5 頁以内（片面印刷）
- d) 余白は上下左右 20 mm とする。
- e) 余白にページ番号を付番した上で、目次を作成して表紙の次に配置する。また、目次の記載に応じてインデックスを付ける。
- f) 表紙及び目次は、今回の評価の対象としない。

③ 参考見積書（様式 7）

本業務にかかる参考見積を提出すること。

※項目別明細（業務内容に即した内訳を記載）、消費税、合計金額を明記

④ 上記①～③の内容を記録した電子媒体（CD-R）

下記(3)に記載の正本・副本の内容で 1 部ずつ（合計 2 部）提出すること。なお、データ形式は Microsoft Word 形式、Microsoft Excel 形式、Microsoft PowerPoint 形式又は PDF 形式にて提出すること。これによりがたい場合は、5 (2) に連絡し指示を受けること

(3) 提出書類のファイリングについて

上記(2)①②③の書類は、特に支障がない限り、片面印刷・短辺左綴じ（必要に応じて広げられるよう A 4 の大きさに折り畳む。）としてフラットファイル等で 1 冊にファイリングし、正本 1 部、副本 10 部を提出する。

正本 1 部については、①を頭紙としてファイリングし、業務名称及び提出者名をファイルの表紙及び背表紙に記載した上で提出すること。

また、副本 10 部については、提出者名、会社ロゴマーク、コーポレートカラーを表示しない等、提出者を特定できないものとする。

(4) 企画提案書の提出期間並びに提出場所及び方法

① 受領期間 令和 8 年 3 月 3 日（火）から令和 8 年 3 月 26 日（木）まで

（土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前 10 時から午後 5 時。ただし、

正午から午後1時の間は除く。)

- ② 提出場所 5(2)に同じ。
- ③ 提出方法 持参又は郵送とする。

(持参の場合)

あらかじめ上記提出場所に提出日時を連絡の上、内容を説明できる者が持参すること。

(郵送の場合)

書留郵便により発送することとし、提出期限までに必着のこと。

(5) 企画提案書に係るプレゼンテーションの実施

実施場所：5(2)に同じ。

実施日時：令和8年3月27日(金)(予定)の中で各者50分

(説明30分、質疑応答20分)

※プレゼンテーションの順番は、企画提案書の提出順とする。

※各者への割当時間は、企画提案書の提出期間終了後、速やかに当機構から連絡する。

(6) 特定・非特定通知

- ① 企画提案書及びプレゼンテーションについて、7に基づき、評価委員が各々評価を行い、合計点が最上位である者を1者特定する。なお、評価の合計点が複数者同点となった場合は、別添2に定める評価項目のうち「企画提案等」に係る各評価委員の合計点数が最も高い企画提案書を、当該点数も同点の場合は、評価委員会の議を経て委員長が選出する。
- ② 企画提案書を特定した者には、当機構から電子メールにより通知する。また、提出した企画提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨とその理由(非特定理由)を、当機構から電子メールにより通知する。
- ③ 上記②の非特定通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日(土曜日、日曜日、祝日を除く。)以内に、書面(様式は自由)を郵送又は電子メールにより送付することで、当機構に対して非特定理由を求めることができる。書面には回答を受信するためのメールアドレスを記載すること。
- ④ 上記③の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日(土曜日、日曜日、祝日を除く。)以内に電子メールにより行う。
- ⑤ 非特定理由の説明書請求の受付場所、受付時間は以下のとおり
受付場所 5(2)に同じ。
受付日時 説明を求めることができる最終日まで
(土曜日、日曜日、祝日を除く毎日、午前10時から午後5時。ただし、正午から午後1時の間は除く。)

9 企画提案書の作成に係る質問の受付及び回答

- (1) 当該提案書の作成に係る質問がある場合においては、次に従い、書面(様式8)により提出すること。
 - ① 受領期間 令和8年3月3日(火)から令和8年3月10日(火)まで
(土曜日、日曜日、祝日を除く毎日、午前10時から午後5時。ただし、正午から午後1時の間を除く。)

- ② 提出場所 5(2)に同じ。
- ③ 提出方法 事前に連絡の上、持参、郵送又は電子メールとする。
- (持参の場合)
- あらかじめ上記提出場所に提出日時を連絡の上、内容を説明できる者が持参すること。
- (郵送の場合)
- 書留郵便により発送することとし、提出期限までに必着のこと。
- (電子メールの場合)
- あらかじめ上記提出場所に電話にて電子メールによる旨を連絡の上、指定のメールアドレスにPDF形式の資料を添付して送信し、上記提出場所に資料の受け渡し及び開封の確認を提出期限までに行うこと。添付ファイルが10メガバイトを超える場合は、上記提出場所に電話にて連絡し、当機構からの添付ファイルの受け渡し方法の指定に従うこと。なお、セキュリティやシステム障害等により、提出期限までに資料の受け渡しができなかった場合の責を当機構は負わない。
- (2) (1)の質問に対する回答は、次のとおり閲覧に供する。
- ① 閲覧期間 令和8年3月17日(火)から令和8年3月26日(木)まで
(土曜日、日曜日、祝日を除く毎日、午前10時から午後5時。ただし、正午から午後1時の間は除く。)
- ② 閲覧場所 5(2)に同じ。
- なお、回答については、電子メール等により一斉に行う場合がある。

10 その他の留意事項

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 提出期限までに参加表明書を提出しない者及び企画提案書の提出者に選定された旨の通知を受けなかった者は、企画提案書を提出できないものとする。
- (3) 参加表明書及び企画提案書の作成並びに提出等に関する費用は、提出者の負担とする。
- (4) 参加表明書及び企画提案書の提出後は、原則として参加表明書及び企画提案書に記載された内容の変更を認めない。ただし、提案内容に関して当機構に不利益が生じると懸念される場合は、協議の上、その提案の一部の変更を求めることがある。また、参加表明書及び企画提案書に記載した責任者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等の止むを得ない理由及び家族の看病等道義的な理由により変更を行う場合には、同等以上の者であるとの発注者の了解を得なければならない。
- (5) 参加表明書及び企画提案書に虚偽の記載をした場合には、参加表明書及び企画提案書を無効とすると共に、虚偽を記載した者に対して指名停止の措置を行うことがある。
- (6) 特定通知を受けた者が参加辞退する場合は、不誠実な行為とみなすことがある。
- (7) 提出された参加表明書及び企画提案書は返却しない。なお、当機構において提出者に無断で使用しない。
- (8) 特定された者に対し、8(1)②に掲げる概算費用の額の契約を約束するものではない。したがって、実際の発注額が概算費用の額を下回る場合がある。また、契約までの間に当機構の事情により、本業務の契約締結が延期又は中止される場合があることを予め了承すること。

- (9) 最終的に実施される内容は、特定された企画提案内容を参考に、当機構の経験等も踏まえ、当機構により決定される。最終決定した仕様に対し、特定された者は見積書を提出し、当機構がそれを妥当と判断した場合に契約が可能となる。
- (10) 特定された者とは、別添3「2027年国際園芸博覧会に係る情報発信等業務の実施に係る覚書」（以下、「覚書」という。）を交換し、個別の業務毎に別添4「請負契約書」を締結する。
- (11) 特定された者は、個人情報等の取扱いに関する別添5「個人情報等の保護に関する特約条項」及び外部電磁的記録媒体の利用が含まれる契約の取扱いに関する別添6「外部電磁的記録媒体の利用に関する特約条項」を、覚書と併せ同日付けで締結することとする。
- (13) 契約締結後、業務を進めるに当たっては、当機構担当者と十分な打ち合わせを行うこと。
- (14) 本業務に係る成果物は、原則として、当機構の判断により、本業務にて示したもの以外の用途及び期間、自由に無償で使用及び翻案することができるものとする。ただし、提案内容により協議が必要となる場合は、企画提案書提出に際して、予め申し出ること。
- (15) 採用する企画提案の実施業務及び成果品に係る一切の著作権及び著作権は、原則として当機構に帰属するものとし、協議が必要な場合は予め申し出ること。
- (16) その他、業務実施に必要な法令上の資格・認定等を具備していること。
- (18) 2(1)に掲げる令和7・8年度独立行政法人都市再生機構東日本地区物品購入等の契約に係る競争参加資格審査において、役務提供の認定を受けていない者も、参加表明書を提出することができるが、その者が企画提案書の提出者として選定された場合であっても、参加表明書の提出期限までに競争参加資格申請書を提出し、企画提案書の提出時点又は提出期限において、当該資格の認定を受けていなければならない。
- (19) 独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について
独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組みを進めるとされている。
これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構ホームページで公表するので、所要の情報の当機構への提供及び情報公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行うこと。
なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなす。
また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力を行わない相手方については、その名称等を公表することがある。
- イ 公表の対象となる契約先
次のいずれにも該当する契約先
- (イ) 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
 - (ロ) 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長担当職以上の職を経験した者（課長担当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること。
- ロ 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等とあわせ、次に掲げる情報を公表する。

(イ) 当機構の役員経験者及び課長担当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名

(ロ) 当機構との間の取引高

(ハ) 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は、3分の2以上

(ニ) 1者応札又は1者応募である場合はその旨

ホ 当方に提供していただく情報

(イ) 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）

(ロ) 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

ニ 公表日

契約締結日の翌日から起算して72日以内

以 上

<参考1> 企画提案書特定までの手続き等

日時	手続き
令和8年2月4日（水）から 令和8年3月26日（木）まで	掲示兼企画提案競技説明書の交付期間
令和8年2月4日（水）から 令和8年2月9日（月）まで	参加表明書の作成に係る質問の受付期間
令和8年2月13日（金）から 令和8年2月18日（水）まで	参加表明書の作成に係る質問への回答閲覧期間
令和8年2月4日（水）から 令和8年2月20日（金）まで	<u>参加表明書の提出期間</u> 業務説明書の別冊の交付期間
令和8年3月3日（火）	企画提案書の提出者の選定・非選定通知
令和8年3月3日（火）から 令和8年3月10日（火）まで	企画提案書の作成に係る質問の受付期間
令和8年3月17日（火）から 令和8年3月26日（木）まで	企画提案書の作成に係る質問への回答閲覧期間
令和8年3月3日（火）から 令和8年3月26日（木）まで	<u>企画提案書の提出期間</u>
令和8年3月27日（金）	企画提案書についてのプレゼンテーション開催
令和8年4月6日（月）	企画提案書の特定・非特定通知
令和8年4月上旬	覚書交換

<参考2>参加表明 提出書類一覧

下表は、企画提案書の提出者の選定に際し、必要となる書類一覧です。参加表明書提出前にこの一覧表により、提出漏れがないか御確認ください。

業務名		2027年国際園芸博覧会に係る情報発信等業務	
項番	書類名称	様式番号	備考
1	参加表明書	1	—
2	参加表明書に関する確認書	1-2	令和7・8年度独立行政法人都市再生機構東日本地区物品購入等の契約に係る競争参加資格において「役務提供」の認定がされているもの。 申請中かつ企画提案書提出時までには認定を受ける際は、申請時の受付印が押された「受理票」の写しを合わせて提出すること。
3	会社概要等	2	企業概要がわかる最新の会社概要パンフレット等を1部添付すること。
4	同種業務又は類似業務の実績	3-1	同種業務又は類似業務の実績を記載すること。 なお、記載できる業務実績は最大5件とする。
5	業務実績の詳細	3-2	項番4の各業務実績の詳細を記載すること。
6	配置予定責任者の経歴	3-3	同種業務又は類似業務の経験を有する配置予定責任者の経歴を記載すること。
7	情報セキュリティ体制に係る認証登録	2	登録証の写しを添付すること。
8	ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標について適合状況	4-1 又は 4-2	該当するものに○を付け、該当することを証明する書類（認定通知書の写し、一般事業主行動計画策定・変更届（都道府県労働局の受領印付）の写し）を添付すること。

【提出書類作成における注意事項】

共同企業体の場合は、項番2、3及び8の書類についてすべての構成員分を提出すること。
 掲示兼企画提案競技説明書等に様式が添付されている場合は、当該添付様式を使用すること。
 また、添付してある様式を改めて作成する場合は、様式に記載してある字句等について省略・変更等しないこと。

<参考3> 企画提案 提出書類一覧

下表は、企画提案書の特定に際し、必要となる書類一覧です。企画提案書提出前にこの一覧表により、提出漏れがないか御確認ください。

業務名		2027年国際園芸博覧会に係る情報発信等業務	
項番	書類名称	様式番号	備考
1	企画提案書	6	8(2)①及び(3)に記載の内容に留意すること。
2	企画提案資料	任意	8(2)②及び(3)に記載の内容に留意すること。
3	参考見積書	7	8(2)③及び(3)に記載の内容に留意すること。
4	項番1～3の内容を記録した電子媒体(CD-R)	—	8(2)④に記載の内容に留意すること。

【提出書類作成における注意事項】

掲示兼企画提案競技説明書等に様式が添付されている場合は、当該添付様式を使用すること。
また、添付してある様式を改めて作成する場合は、様式に記載してある字句等について省略・変更等しないこと。

2027年国際園芸博覧会に係る情報発信等業務 業務説明書

1 件名

2027年国際園芸博覧会に係る情報発信等業務

2 業務の概要

2.1 目的

本業務は、2027年国際園芸博覧会（以下「園芸博」という。）における当機構（以下「UR」という。）の参画に関する情報発信戦略の立案、実施、効果検証を行うものである。

URの参画コンセプト及び訴求するメッセージ等を踏まえ、特設ウェブページやSNS、各種情報発信ツール等を活用したコンテンツ制作、発信を効果的、継続的に実施することにより、会期前及び会期期間中においてURへの関心を高め、来場意欲の喚起につなげることを目的とする。

また、幅広い層へUR及びURの取り組みの認知向上及び理解促進を目指すものとする。

なお、本業務は、公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会（以下「GREEN×EXPO協会」という。）が行う園芸博への来場促進、機運醸成のための情報発信とは別に、URの参画に関する情報発信を対象とするものである。

2.2 履行期間

覚書交換日の翌日から令和9年12月31日まで

2.3 業務の概要

本業務の概要は以下のとおり。各業務に関する詳細は、別冊－1「2027年国際園芸博覧会に係る情報発信等業務 仕様書」、別冊－2「GREEN×EXPO2027 UR参画基本構想」（以下「参画基本構想」という。）、別冊－3「展示・行催事の切り口」に記載する。

※URが参画する区画（以下「UR区画」という。）の令和8年1月時点における平面図は、別冊－4「UR区画平面図」を参照すること。

(1) URの参画に関する情報発信戦略の立案、効果検証等

- ① 情報発信戦略の立案
- ② KPIの設定及び効果検証方法の提案、実施
- ③ 効果検証結果の分析、改善施策の提案、実施

(2) 園芸博特設ウェブページ、SNSコンテンツの制作等

- ① 園芸博特設ウェブページ
 - ア 企画、構成案作成
 - イ 特設ウェブページの制作、更新等
 - ウ 掲載コンテンツ（テキスト、画像、動画等）の企画、制作等
- ② X、Instagram

- ア 企画、構成案作成
- イ 投稿用コンテンツ（テキスト、画像、動画等）の企画、制作等
- ③ n o t e
 - 企画、構成案作成
- (3) 情報発信ツール（チラシ、パンフレット、ノベルティ等）の制作等
 - ① 情報発信ツールの企画
 - ② 制作物に関するデザイン制作、印刷、製造
- (4) 会期前における機運醸成施策の実施等
 - ① 会期前における機運醸成施策の企画
 - ② 機運醸成施策の実施
 - ③ 実施結果の整理、振り返り
- (5) その他
 - ① URが別途発注する業務受注者等との調整
 - ② GREEN×EXPO 協会を含む関係者との調整
 - ③ 成果報告
 - ④ その他、本業務の目的を達成するために必要と認められる業務

2.4 UR区画の位置、概要

- (1) UR区画： 園芸博会場（神奈川県横浜市／旧上瀬谷通信施設）内
- (2) 敷地面積： 約1,300 m²

※UR区画の概要は、「参画基本構想」を参照すること。

3 本業務に関連する業務のスケジュール

本業務に関連する業務のスケジュールについて、決定しているものは以下のとおり。

ただし、GREEN×EXPO 協会、UR区画における建物整備受注者、UR区画における展示・行催事等業務受注者等との調整や、会期前の試験運営の実施等により、スケジュールに変更が生じる場合がある。

- (1) 展示・行催事等業務
 - 令和7年8月から令和9年12月28日まで
- (2) 園芸博会期前の内装工事（現地搬入・設営等）、調整等
 - 令和8年12月1日から令和9年2月末まで
- (3) 園芸博開催期間
 - 令和9年3月19日から令和9年9月26日まで
- (4) 会期後における展示物等の撤去
 - 令和9年9月27日から令和9年9月末まで

※ただし、一部展示物等については、UR区画における建物整備受注者との調整のもと、令和9年10月末までの撤去とする場合がある。

4 概算費用

- ・60百万円（税込）以下を予定する。なお、本費用には本業務実施に係る一切の経費を含むもの

とする。

- ・特定された者に対し、各業務に掲げる概算費用の額の契約を約束するものではない。したがって、実際の発注額が概算費用の額を下回る場合がある。
- ・また、契約までの間にUR側の事情により、本業務の契約・締結が延期若しくは中止、又は契約が変更される場合があることを予め了承すること。

5 その他

- (1) 契約締結後、業務を進めるに当たっては、UR担当者と十分な打ち合わせを行うこと。
- (2) 本業務に係る成果物は、原則として、URの判断により、本業務にて示した以外の用途及び期間において、自由かつ無償で使用及び翻案することができる。ただし、提案内容により協議が必要となる場合は、企画提案書提出に際して、予め申し出ること。
- (3) 採用する企画提案の実施業務及び成果品に係る一切の著作権等について、受注者は、受注者がURに譲渡した著作物及び成果物、又はUR及びその指定する者に無償で利用が許諾された著作物及び成果物に関し、著作権法第18条（公表権）、第19条（氏名表示権）及び第20条（同一性保持権）を行使しないものとする。
- (4) 最終的に実施される内容は、特定された企画提案内容を参考に、URの経験等も踏まえ、URにより決定されるものとする。最終的に決定した仕様に対し、特定された者は業務毎に見積書を提出し、URがそれを妥当と判断した場合に契約するものとする。
- (5) その他、業務実施に必要な法令上の資格・認定等を予め具備していること。
- (6) URが業務内容等について臨時に報告を求めた場合、受注者はこれに協力するものとする。
- (7) 本業務を実施するに当たり、明示なき事項及び疑義の生じた事項は、URと受注者で協議のうえ、業務を遂行すること。

以 上

企画提案書を特定するための基準

参考見積を除き、【任意様式：A3横・片面5頁以内】にて提出すること。

	評価項目	評価着目点	評価のウェイト
業務理解度等 (30点)	業務理解度	本業務の目的・内容・課題及び重要事項への理解度等、本業務の的確な実施に関わる理解度が高い場合に優位に評価する。	0～10点
	実施体制	配置担当者の経験・資格・人数・協力体制等、本業務を遂行するために的確な体制が確保されている場合に優位に評価する。	0～10点
	実施スケジュール	履行期間を通じ、円滑に業務を行う上で適切な実施計画となっている場合に優位に評価する。	0～10点
企画提案等 (70点)	下記のテーマ2つに対して提案すること。各テーマに掲げる事項を満たす場合に優位に評価する。		
	<p>【テーマ1】情報発信に係る全体戦略</p> <p>■全体戦略に関する提案</p> <p>○UR参画に関する情報発信戦略を提案してください。提案には、情報発信ツール及び効果検証を含めてください。また、園芸博とは別に、URが行っている情報発信の取り組みと連携する提案も含めてください。</p>	<p>次に掲げる事項を満たす場合に優位に評価する。</p> <p>○本業務の目的、「UR参画基本構想」(参画のテーマ、コンセプト等)、「展示・行催事の切り口」を踏まえた提案となっているか。</p> <p>○国際博覧会という特性を理解し、UR区画の立地を踏まえた具体的、効果的な提案となっているか。</p> <p>○情報発信ツールについて具体的、効果的な提案となっているか。</p> <p>○情報発信の実施効果に関する測定項目、分析手法、分析結果を踏まえた改善方法を示した提案となっているか。</p> <p>○実現性(想定予算の範囲内で実施可能等)のある提案となっているか。</p>	0～25点

<p>■特設ウェブページ、SNSに関する提案</p> <p>○UR区画への興味関心を醸成するための特設ウェブページ、SNS (Instagram、X、note) の活用策について提案してください。</p>	<p>次に掲げる事項を満たす場合に優位に評価する。</p> <p>○特設ウェブページ、SNS (Instagram、X、note) の活用策について具体的、効果的な提案となっているか。</p> <p>○園芸博に関心を持つ者に、UR区画への興味関心を醸成できるような提案となっているか。</p> <p>○実現性 (想定予算の範囲内で実施可能等) のある提案となっているか。</p>	<p>0～15点</p>
<p>■機運醸成施策に関する提案</p> <p>○会期前に園芸博協会が実施すると想定される節目イベント (◆◆日前イベント、プレスデー) を活用したUR区画来場への機運醸成策を提案してください。</p> <p>◆◆日前イベントにおける一般来場者向け施策とプレスデーにおける報道機関向け施策をそれぞれ提案してください。</p>	<p>次に掲げる事項を満たす場合に優位に評価する。</p> <p>○◆◆日前イベントやプレスデーにおける施策について具体的、効果的な提案となっているか。</p> <p>○実現性 (想定予算の範囲内で実施可能等) のある提案となっているか。</p>	<p>0～10点</p>
<p>【テーマ2】</p> <p>仮定ケースにおける具体的な実施内容に関する提案</p> <p>○開幕後、来園者及びUR区画への来場者が想定を下回ったと仮定し、取りうる対応策について提案をしてください。園芸博への誘致策とUR区画への誘致策をそれぞれ提案してください。誘致策に係る費用の想定額もあわせて提示してください。なお、本想定額を参考見積りに計上する必要はありません。</p> <p>※園芸博への誘致については、GREEN×EXPO協会が推進するものですが、仮定ケースにおいては、参画者としてとりうる園芸博への誘致策を提案してください。</p>	<p>次に掲げる事項を満たす場合に優位に評価する。</p> <p>○園芸博への誘致について、参画者の実施内容として具体的、効果的な提案となっているか。</p> <p>○園芸博への誘致について、参画者の実施内容として迅速に対応できる提案となっているか。</p> <p>○UR区画への誘致について、具体的、効果的な提案となっているか。</p> <p>○UR区画への誘致について、迅速に対応できる提案となっているか。</p>	<p>0～20点</p>

<p>参 考 見 積</p>	<p>(様式7) 8(1)②にて提示した概算費用を超過している場合、又は、提案内容に対して見積りが不適切な場合には特定しない。 【提示した概算費用】60百万円(税込) なお、本費用には当業務実施に係る一切の経費を含むものとする。</p>	<p>点数化しない</p>
<p>評価点合計</p>		<p>100点</p>

2027年国際園芸博覧会に係る情報発信等業務の実施に関する覚書

- 1 業務名称 2027年国際園芸博覧会に係る情報発信等業務
- 2 実施期間 覚書交換日の翌日から令和9年12月31日まで

発注者 独立行政法人都市再生機構と受注者 とは、受注者を業務実施者として特定した上記業務について、次のとおり覚書を交換する。

この覚書交換の証として、本書2通を作成し、発注者と受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住 所 神奈川県横浜市中区本町六丁目50番地1
氏 名 独立行政法人都市再生機構
総務部長 丹 圭一 印

受注者 住 所
氏 名 印

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、頭書の業務が円滑に推進できるよう努めるものとする。

(企画提案)

第2条 受注者は、発注者の指示する条件及び受注者の企画提案書等に基づいて、令和9年12月31日までの間、必要な都度、発注者に情報発信等業務に係る企画提案を行うものとする。

2 発注者は、前項の規定により提出された企画提案について確認を行い、その採否を決定するものとする。この場合において、発注者は、当該採否の結果を受注者に通知しなければならない。

(業務請負契約等の締結)

第3条 発注者及び受注者は、前条の規定により企画提案を採用することとしたときは、見積書に記載された金額に取引に係る消費税及び地方消費税の額を加算した額をもって、別添契約書等により、請負契約等を締結するものとする。

(その他)

第4条 この覚書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者が協議して定めるものとする。

以 上

請負契約書(案)

- 1 契約の名称
- 2 仕様 別添仕様書のとおり。
- 3 履行期間 年 月 日から
年 月 日まで
- 4 契約金額 金 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 金 円)
- 5 支払条件 部分払●回及び完成払

上記の業務について、発注者と受注者は、次の条項によってこの契約を締結する。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住 所 神奈川県横浜市中区本町六丁目50番地1
氏 名 独立行政法人都市再生機構
総務部長 丹 圭一 印

受注者 住 所
氏 名 印

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、頭書の業務（以下「業務」という。）に関し、この契約書に定めるもののほか、仕様書（別添の仕様書及び掲示兼企画提案競技説明書等に係る質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

2 受注者は、頭書の契約金額をもって、業務を頭書の履行期間内に完了し、成果物があるときは発注者に引き渡すものとし、発注者は、その代金として頭書の契約金額を支払うものとする（以下、契約金額、履行期間及び契約金額については、「頭書の」を省略する。）。

(権利義務の譲渡等)

第2条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括再委託等の禁止)

第3条 受注者は、この契約の全部又は主体的部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、この契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。これらを変更しようとするときも同様とする。ただし、発注者が仕様書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

(特許権等の使用)

第4条 受注者は、この契約の履行に当たり、第三者の有する特許権、実用新案権又は意匠権に係る特許発明実用新案又は意匠を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負うものとする。

(仕様書等の変更)

第5条 発注者は、必要があると認めるときは、仕様書又は業務に関する指示（以下この条において「仕様書等」という。）の変更内容を受注者に通知して、仕様書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間又は契約金額を変更することができ、それにより受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

2 前項の場合において、発注者が負担する費用の額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(業務の中止)

第6条 発注者は、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止することができる。

2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは、履行期間若しくは契約金額を変更し、又は受注者が業務の履行の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。ただし、その費用の額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(受注者の請求による履行期間の延長)

第7条 受注者は、仕様書に指定された履行期間に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により履行期間の延長を請求することができる。ただし、その延長日数は、

発注者と受注者とが協議して定めるものとし、受注者は、自己の責めに帰すべき理由により納期を延長したときは、その部分の契約金額相当額に対し、延長日数に応じ年（365日当たり）3パーセントの割合で計算した額の履行遅滞金を発注者に対し支払うものとする。

（損害の負担）

第8条 業務の履行に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、受注者の負担とする。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき理由によるものである場合には、発注者が負担するものとする。

（検査及び引渡し）

第9条 受注者は、業務が完了したときは、遅滞なく、その旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して10日以内に業務の完了を確認するための検査を行わなければならない。

3 前項の検査を受けるため通常必要な経費は、特別な定めのある場合を除き、すべて受注者の負担とする。

4 発注者は、第2項の検査の合格の日をもって、業務が完了したものとし、成果物があるときは、その所有権は、引渡しを完了したときに発注者に移転するものとする。

5 受注者は、業務が第2項の検査に合格しないときは、発注者の指定する日までに業務をやり直して発注者の検査を受けなければならない。この場合、検査及び引渡しについては、前各項の規定を準用する。

（契約金額の支払い）

第10条 受注者は、前条の検査に合格したときは、契約金額の支払いを発注者に対し請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、その日から起算して30日以内に、契約金額を受注者に支払うものとする。

3 発注者がその責めに帰すべき理由により前条第2項又は同条第5項の検査を行わないときは、その期間を満了した日の翌日から当該検査を行った日までの日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

（部分払）

第11条 受注者は、業務の完了前に、業務の出来形部分に相応する契約金額相当額の10分の9以内の額について、次項以下に定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、頭書の回数を超えることができない。

2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る業務の出来形部分の確認を書面をもって発注者に求めなければならない。

3 発注者は、前項の場合において当該請求を受けた日から起算して10日以内に業務の完了を確認するための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。

4 前項の場合において、検査を受けるため通常必要な経費は、受注者の負担とする。

5 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において第1項の契約金額相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。

部分払金の額 \leq 第1項の契約金額相当額 $\times 9/10$

6 受注者は、第3項の規定による確認があったときは、前項の規定により算定された額の部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。

(契約不適合責任)

第12条 発注者は、引き渡された成果物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、成果物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、契約不適合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

一 履行の追完が不能であるとき。

二 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

四 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の任意解除権)

第13条 発注者は、業務が完了するまでの間は、次条又は第15条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(発注者の催告による解除権)

第14条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。

一 第2条の承諾を得ずに又は虚偽の申請により承諾を得てこの契約を第三者に承継させたとき。

二 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

三 履行期間内に又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みが明らかでない認められるとき。

四 正当な理由なく、第12条第1項の履行の追完がなされないとき。

五 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第15条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除する

ことができる。

- 一 第2条の規定に違反して債権を譲渡したとき。
- 二 引き渡した成果物に契約不適合がある場合において、その不適合により契約の目的を達成することができないとき。
- 三 受注者がこの契約の債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 四 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- 五 契約の成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- 六 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- 七 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に債権を譲渡したとき。
- 八 第17条又は第18条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- 九 受注者が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時業務の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。
 - ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ヘ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- 十 第20条の2第1項各号の規定のいずれかに該当したとき。
（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第16条 第14条又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(受注者の催告による解除権)

第17条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第18条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- 一 第5条の規定により、業務内容を変更したため契約金額が3分の2以上減少したとき。
- 二 第6条の規定による業務の履行の中止期間が履行期間の2分の1を超えたとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第19条 第17条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(発注者の損害賠償請求等)

第20条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができるものとする。

- 一 履行期間内に業務を完了することができないとき。
- 二 成果物に契約不適合があるとき。
- 三 第14条又は第15条の規定により業務の完了後にこの契約が解除されたとき。
- 四 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、契約金額（この契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額をいう。次条において同じ。）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 第14条又は第15条の規定により、業務の完了前にこの契約が解除されたとき。
- 二 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- 一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- 二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- 三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、契約金額につき、遅延日数に応じ、年（365日当たり）3パーセントの割合で計算した額を請求することができる

るものとする。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第20条の2 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定期間内に支払わなければならない。

一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受注者（法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(受注者の損害賠償請求等)

第21条 発注者の責めに帰すべき理由により第10条第2項の規定による契約代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年（365日当たり）2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(契約不適合責任期間等)

第22条 発注者は、引き渡された成果物に関し、第9条第4項の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から1年以内に契約不適合である旨を受注者に

通知しなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

- 2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 3 第1項において受注者が負うべき責任は、第9条第2項の規定による検査に合格したことをもって免れるものではない。
- 4 発注者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 5 発注者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 8 発注者は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことができない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 9 引き渡された成果物の契約不適合が設計図書の記載内容、発注者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその記載内容、指示又は貸与品等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（賠償金等の徴収）

第23条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金、違約金その他の金銭債務を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から契約金額支払いの日まで年（365日当たり）3パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき契約金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

- 2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年（365日当たり）3パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

（秘密の保持）

第24条 受注者は、この契約の履行に当たり知り得た秘密を第三者に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

（適用法令）

第25条 この契約は日本法に準拠し、これに従い解釈されるものとする。この契約により、又はこの契約に関連して発生した債権債務については、この契約に定めるもの以外は、民法の規定を適用するものとする。

（管轄裁判所）

第26条 この契約及びこの契約に関連して発注者と受注者との間において締結された契約、覚書

等に関して、発注者と受注者との間に紛争を生じたときは、頭書の発注者の住所を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(契約外の事項)

第27条 この契約に定めがない事項又は疑義を生じた事項については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

以 上

個人情報等の保護に関する特約条項

発注者及び受注者が令和 年 月 日付けで締結した2027年国際園芸博覧会に係る情報発信等業務の実施に関する覚書に基づいた個別の請負契約（以下「本契約」という。）に関し、受注者が、本契約に基づく業務等（以下「業務等」という。）を実施するに当たっての個人情報等の取扱いについては、本特約条項によるものとする。

（定義）

第1条 本特約条項における個人情報等とは、発注者が提供及び受注者が収集する情報のうち、次に掲げるものをいう。

- 一 個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。）
- 二 本契約に基づく業務により知り得た個人情報
- 三 発注者の経営情報
- 四 その他、通常公表されていない情報（個人情報等の取扱い）

（個人情報等の取扱い）

第2条 受注者は、個人情報等の保護の重要性を認識し、業務等の実施に当たっては、個人及び発注者の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等の取扱いを適正に行わなければならない。

（管理体制等の報告）

第3条 受注者は、個人情報等について、取扱責任者及び担当者を定め、管理及び実施体制を書面（別紙様式1）により報告し、発注者の確認を受けなければならない。また、報告内容に変更が生じたときも同様とする。

（秘密の保持）

第4条 受注者は、個人情報等を第三者に漏らしてはならない。また、本契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

（安全管理のための措置）

第5条 受注者は、個人情報等について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（収集の方法）

第6条 受注者は、業務等を処理するために個人情報等を収集するときは、必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

（目的外利用等の禁止）

第7条 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、個人情報等を、本契約の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（個人情報等の持出し等の禁止）

第8条 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、個人情報等を受注者の事業所から

送付及び持ち出し等してはならない。

(複写等の禁止)

第9条 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、個人情報等が記録された電磁的記録又は書類等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の制限等)

第10条 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、個人情報等を取扱う業務等について、他に委託（他に委託を受ける者が受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）してはならない。

2 受注者は、前項の規定に基づき他に委託する場合には、その委託を受ける者に対して、本特約条項に規定する受注者の義務を負わせなければならない。

3 前2項の規定は、第1項の規定に基づき委託を受けた者が更に他に委託する場合、その委託を受けた者が更に他に委託する場合及びそれ以降も同様に適用する。する。

(返還等)

第11条 受注者は、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報等が記録された電磁的記録又は書類等について、不要となったときは速やかに、本契約終了後は直ちに発注者に返還し又は引渡さなければならない。

2 受注者は、個人情報等が記録された電磁的記録又は書類等について、発注者の指示又は承諾により消去又は廃棄する場合には、復元又は判読が不可能な方法により行わなければならない。この場合において、受注者は、発注者に対し、消去又は廃棄したことを証明する書類を提出する等し、発注者は、消去又は廃棄が確実に行われていることを確認するものとする。

(事故等の報告)

第12条 受注者は、本特約条項に違反する事態が生じた、又は生じるおそれのあるときは、直ちに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。

(管理状況の報告等)

第13条 受注者は、個人情報等の管理の状況について、発注者が報告を求めたときは速やかに、本契約の契約期間が1年以上の場合においては契約の始期から6か月後の月末までに（以降は、直近の報告から1年後の月末までに）、書面（別紙様式2）により報告しなければならない。

2 発注者は、必要があると認めるときは、前項の報告その他個人情報等の管理の状況について調査（実地検査を含む。以下同じ。）することができ、受注者はそれに協力しなければならない。

3 受注者は、第1項の報告の確認又は前項の調査の結果、個人情報等の管理の状況について、発注者が不適切と認めたときは、直ちに是正しなければならない。

(取扱手順書)

第14条 受注者は、本特約条項に定めるもののほか、別添「個人情報等に係る取扱手順書」に従い個人情報等を取扱わなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第15条 発注者は、受注者が本特約条項に違反していると認めたときは、本契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

本特約条項締結の証として本書2通を作成し、発注者と受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住所 神奈川県横浜市中区本町六丁目50番地1

氏名 独立行政法人都市再生機構
総務部長 丹 圭一 印

受注者 住所

氏名 印

(別添)

個人情報等に係る取扱手順書

個人情報等については、取扱責任者による監督の下で、以下のとおり取り扱うものとする。

1 個人情報等の秘密保持について

個人情報等を第三者に漏らしてはならない。

※業務終了後についても同じ

2 個人情報等の保管について

個人情報等が記録されている書類等（紙媒体及び電磁的記録媒体をいう。以下同じ。）及びデータは、次のとおり保管する。

(1) 書類等

受注者の事務所内のキャビネットなど決められた場所に施錠して保管する。

(2) データ

① データを保存するPC及び通信端末やUSBメモリ、外付けハードディスクドライブ、CD-R、DVD-R等の記録機能を有する機器・媒体、又はファイルについては、暗号化及びパスワードを設定する。また、そのアクセス許可者は業務上必要最低限の者とする。

② ①に記載するPC及び機器・媒体については、受注者が支給及び管理するもののみとする。※私物の使用は一切不可とする。

3 個人情報等の送付及び持出し等について

個人情報等は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、受注者の事務所から送付及び持出し等してはならない。ただし、発注者の指示又は承諾により、個人情報等を送付及び持出しをする場合には、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 送付及び持出しの記録等

台帳等を整備し、記録・保管する。

(2) 送付及び持出し等の手順

① 郵送や宅配便

複数人で宛先住所等と封入文書等に相違がないことを確認し、送付する。

② ファクシミリ

原則として禁止する。ただし、やむを得ずファクシミリ送信を行う場合は、次の手順を厳守する。

- ・送信先への事前連絡
- ・複数人で宛先番号の確認
- ・送信先への着信確認

※初めての送信先の場合は、本送信前に、試行送信を実施すること

③ 電子メール

個人情報等は、メールの本文中に記載せず、添付ファイルによる送付とする。添付ファイルには、暗号化及びパスワードを設定し、パスワードは別途通知する。

また、複数の送信先に同時に送信する場合には、他者のメールアドレスが表示されないように、「bcc」で送信する。

④ 持出し

運搬時は、外から見えないように封筒やバック等に入れて、常に携行する。

4 個人情報等の収集について

業務等において必要のない個人情報等は取得しない。

また、業務上必要な個人情報等のうち、個人情報を取得する場合には、本人に利用目的を明示の上、業務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

5 個人情報等の利用及び第三者提供の禁止について

個人情報等は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、業務等の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

6 個人情報等の複写又は複製の禁止について

個人情報等は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、個人情報等が記録された電磁的記録及び書類等を複写し、又は複製してはならない。

7 個人情報等の返還等について

- ① 業務等において不要となった個人情報等は、速やかに発注者に返還又は引渡しをする。
- ② 発注者の指示又は承諾により、個人情報等を、消去又は廃棄する場合には、シュレッダー等を用いて物理的に裁断する等の方法により、復元又は判読が不可能な方法により消去又は廃棄する。この場合において、発注者に対し、消去又は廃棄したことを証明する書類を提出する等する。

8 個人情報等が登録された通信端末の使用について

発注者の指示又は承諾により、通信端末に個人情報等を登録し、使用する場合には、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) パスワード等を用いたセキュリティロック機能を設定する。
- (2) 必要に応じて、盗み見に対する対策（のぞき見防止フィルタの使用等）、盗難・紛失に対する対策（通信端末の放置の禁止、ストラップの使用等）により、安全確保のために必要な措置を講ずることに努める。
- (3) 電話帳への個人の氏名・電話番号・メールアドレス等の登録（住所及び個人を特定できる画像は登録しない。）は、業務上必要なものに限定する。
- (4) 個人情報等が含まれたメール（添付されたファイルを含む。）及び画像は、業務上不要と

なり次第、消去する。

9 事故等の報告

個人情報等の漏えいが明らかになったとき、又はそのおそれが生じたときは、直ちに発注者に報告する。

10 その他留意事項

独立行政法人は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第5章の規律に基づき、個人情報を取り扱わなければならない。

この法律の第66条第2項において、『行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合には、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。』と規定されており、**業務受注者についても本規律の適用対象**となる。

したがって、本規律に違反した場合には、第176条及び第180条に定める罰則規定により、懲役又は罰金刑に処される場合があるので、留意されたい。

11 特記事項

なし

株式会社*****

代表取締役 ** ** 印 ※1

個人情報等に係る管理及び実施体制

契約件名：

1 取扱責任者及び取扱者

	部 署	氏 名	取扱う範囲等
	役 職		
取扱責任者	〇〇部△△課		
	課長		
取 扱 者	〇〇部△△課		***地区に係る～～～
	係長		
	〇〇部△△課		***地区に係る～～～
	主任		
	〇〇部△△課		***地区に係る～～～

2 管理及び実施体制図

(様式任意)

※1 本件責任者（会社名・部署名・氏名）：

担 当 者（会社名・部署名・氏名）：

※2 連絡先（電話番号）1 ：

連絡先（電話番号）2 ：

※1 本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。

押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。

※2 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構
総務部長 丹 圭一 殿

株式会社*****

代表取締役 ** ** 印 ※1

個人情報等の管理状況

次の契約における個人情報等の管理状況について、下記のとおり、報告いたします。

契約件名：

記

- 1 確認日 令和 年 月 日
- 2 確認者 取扱責任者 ○○ ○○
- 3 確認結果 別紙のとおり

※1 本件責任者（会社名・部署名・氏名）：

担当者（会社名・部署名・氏名）：

※2 連絡先（電話番号）1 :

連絡先（電話番号）2 :

※1 本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。

押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。

※2 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

以上

(別紙) 管理状況の確認結果

【管理する個人情報等】

--

確 認 内 容	確 認 結 果	備 考
1 管理及び実施体制		
令和 年 月 日付けで提出した「個人情報等に係る管理及び実施体制」のとおり、管理及び実施している。		
2 秘密の保持		
個人情報等を第三者に漏らしていない。		
3 安全管理措置		
個人情報等について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じている。		
《個人情報等の保管状況》		
① 個人情報等が記録された電磁的記録及び書類等は、受注者の事務所内のキャビネットなど決められた場所に施錠して保管している。		
② データを保存するPC及び通信端末やUSBメモリ、外付けハードディスクドライブ、CD-R、DVD-R等の記録機能を有する機器・媒体、又はファイルについては、暗号化及びパスワードを設定している。		
③ アクセス許可者は業務上必要最低限の者としている。		
④ ②に記載するPC及び機器・媒体については、受注者が支給及び管理しており、私物の使用はしていない。		
《個人情報等の送付及び持出し手順》		
① 発注者の指示又は承諾があるときを除き、受注者の事務所から送付又は持出しをしていない。		
② 送付及び持出しの記録を台帳等に記載し、保管している。		
③ 郵送や宅配便について、複数人で宛先住所等と封入文書等に相違がないことを確認し、送付している。		

確認内容	確認結果	備考
<p>FAXについては、原則として禁止しており、やむを得ずFAX送信する場合は、次の手順を厳守している。</p> <p>④ ・初めての送信先の場合は、試行送信を実施 ・送信先への事前連絡 ・複数人で宛先番号の確認 ・送信先への着信確認</p>		
<p>⑤ eメール等について、個人情報等は、メールの本文中に記載せず、添付ファイルによる送付としている。</p>		
<p>⑥ 添付ファイルには、暗号化及びパスワードを設定し、パスワードは別途通知している。</p>		
<p>⑦ 1回の送信において送信先が複数ある場合には、他者のメールアドレスが表示されないように、「bcc」で送信している。</p>		
<p>⑧ 持出しについて、運搬時は、外から見えないように封筒やバック等に入れて、常に携行している。</p>		
4 収集の制限		
<p>個人情報等を収集するときは、業務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集している。</p>		
《個人情報等の取得等手順》		
<p>① 業務上必要のない個人情報等は取得していない。</p>		
<p>② 業務上必要な個人情報等のうち、個人情報を取得する場合には、本人に利用目的を明示している。</p>		
5 利用及び提供の禁止		
<p>個人情報等を契約の目的外に利用し、又は第三者に提供していない。 ※発注者の指示又は承諾があるときを除く。</p>		
6 複写又は複製の禁止		
<p>個人情報等が記録された電磁的記録及び書類等を複写し、又は複製していない。 ※発注者の指示又は承諾があるときを除く。</p>		
7 再委託の制限等		
<p>個人情報等を取扱う業務について、他に委託（他に委託を受ける者が受注者の子会社である場合も含む。）し、又は請け負わせていない。 ※発注者の承諾があるときを除く。</p>		
【再委託、再々委託等を行っている場合】		
<p>再委託先、再々委託先等に対して、特約条項に規定する受注者の義務を負わせている。</p>		
8 返還等		
<p>① 業務上不要となった個人情報等は、速やかに発注者に返還又は引渡しをしている。</p>		
<p>② 個人情報等を消去又は廃棄する場合には、シュレッダー等を用いて物理的に裁断する等の方法により、復元又は判読が不可能な方法により消去又は廃棄している。この場合において、発注者に対</p>		

確認内容	確認結果	備考
し、消去又は廃棄したことを証明する書類を提出する等している。		
9 通信端末の使用		
① パスワード等を用いたセキュリティロック機能を設定している。		
② 必要に応じて、盗み見に対する対策（のぞき見防止フィルタの使用等）、盗難・紛失に対する対策（通信端末の放置の禁止、ストラップの使用等）により、安全確保のために必要な措置を講ずることに努めている。		
③ 電話帳への個人の氏名・電話番号・メールアドレス等の登録（住所及び個人を特定できる画像は登録しない。）は、業務上必要なものに限定している。		
④ 個人情報等が含まれたメール（添付されたファイルを含む。）及び画像は、業務上不要となり次第、消去している。		
10 事故等の報告		
特約条項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、直ちに発注者に報告し、指示に従っている。		
11 取扱手順書の周知・徹底		
個人情報等の取扱者に対して、取扱手順書の周知・徹底を行っている。		
12 その他報告事項		
（任意記載のほか、取扱手順書等特記事項があればその対応を記載する。）		

※ 確認結果欄等への記載方法

確認結果	記載事項
適切に行っている	○
一部行っていない	△
行っていない	×
該当するものがない	—

* 「△」及び「×」については備考欄にその理由を記載する。

外部電磁的記録媒体の利用に関する特約条項

発注者及び受注者が令和 年 月 日付けで締結した2027年国際園芸博覧会に係る情報発信等業務の実施に関する覚書に基づいた個別の請負契約（以下「本契約」という。）に関し、受注者が、本契約に基づく業務等（以下「業務等」という。）を実施するに当たっての外部電磁的記録媒体の取扱いについては、本特約条項によるものとする。

（定義）

第1条 本特約条項における外部電磁的記録媒体とは、情報が記録され、又は記載される有体物である記録媒体のうち、電子的方式、磁氣的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、情報システムによる情報処理の用に供されるもの（以下「電磁的記録」という。）に係る記録媒体（以下「電磁的記録媒体」という。）で、サーバ装置等に内蔵される内蔵電磁的記録媒体以外の記録媒体（USBメモリ、外付けハードディスクドライブ、CD-R、DVD-R等）をいう。

（外部電磁的記録媒体の取扱い）

第2条 受注者は、別添「外部電磁的記録媒体に係る取扱手順書」に従い外部電磁的記録媒体を取扱わなければならない。

（解除及び損害賠償）

第3条 発注者は、受注者が本特約条項に違反していると認めたときは、本契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

本特約条項締結の証として本書2通を作成し、発注者と受注者とが記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住所 神奈川県横浜市中区本町六丁目50番1号
氏名 独立行政法人都市再生機構
総務部長 丹 圭一 印

受注者 住所
氏名
印

(別添)

外部電磁的記録媒体に係る取扱手順書

受注者は、機構に引き渡す外部電磁的記録媒体を、機構との間で情報を運搬する目的に限って使用することとし、当該外部電磁的記録媒体から情報を読み込む場合及びこれに情報を書き出す場合の安全確保のために、以下に掲げる措置を講ずること。

- (1) 外部電磁的記録媒体を使用する際には、最新のバージョンに更新された不正プログラム対策ソフトウェアによる検疫・駆除を行う。
- (2) 情報が保存された外部電磁的記録媒体を運搬する際には、以下の措置を講ずる。
 - ① 受注者は、安全確保のため以下の措置を講ずる。
 - ・ 外見から機密性の高い情報であることが分からないようにする。
 - ・ 郵便、信書便等の場合には、追跡可能な方法を採用するとともに、親展で送付する。
 - ・ 携行の場合には、封筒、書類鞆等に収め、当該封筒、書類鞆等の盗難、置き忘れ等に注意する。
 - ② 受注者は、①の措置に加え、機密情報にパスワードを設定するとともに暗号化を行う。
- (3) 外部電磁的記録媒体の紛失、情報の漏えい等が明らかになったとき、又はそのおそれが生じたときは、直ちに発注者に報告する。

独立行政法人都市再生機構会計実施細則（抜粋）

（適用範囲）

第 330 条 売買、貸借、請負その他の契約に関する事務手続は、別に定めるもののほか、この編の定めるところによる。

（契約締結の相手方の排除）

第 331 条 契約担当役（分任契約担当役及び資金前渡出納員を含む。以下この編において同じ。）は、特別な理由がある場合を除くほか、次の各号の一に該当する者を契約の相手方としてはならない。

- 一 当該契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産者で復権を得ない者
- 三 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者若しくはこれに準ずる者

（取引停止）

第 332 条 契約担当役は、次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後 2 年間、売買、貸借、請負その他の契約の相手方としない措置（以下「取引停止」という。）を行うことができる。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に履行を粗雑にし、又は物件（物品（現金及び有価証券以外の一切の動産）及び財産（土地・建物その他土地の定着物及びそれらに関連する権利並びに特許権、電話加入権等の無形固定資産）をいう。以下この編において同じ。）の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- 二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- 六 前各号の一に該当する事実があった後 2 年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

2 契約担当役は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者についても取引停止を行うことができる。

3 契約担当役は、前 2 項の規定を適用することにより機構の業務に重大な支障を及ぼすと認められるときは、理事長の承認を得てこれによらないことができる。

暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者

1 「暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者」とは、次の場合に該当する者をいう。

法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

2 「これに準ずる者」とは、次のいずれかの場合に該当する者をいう。

- (1) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (2) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

競争参加者の資格に関する公示

2027年国際園芸博覧会に係る情報発信等業務に係る共同企業体としての競争参加者の資格（以下、「共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

令和8年2月4日

独立行政法人都市再生機構

総務部長 丹 圭一

1 業務概要

(1) 業務名称

2027年国際園芸博覧会に係る情報発信等業務

(2) 業務内容

本業務の内容は、以下のとおり。また、詳細は別添1のとおり。

- ①URの参画に関する情報発信戦略の立案、効果検証等
- ②園芸博特設ウェブページ、SNSコンテンツの制作等
- ③情報発信ツール（チラシ、パンフレット、ノベルティ等）の制作等
- ④会期前における機運醸成施策の実施等
- ⑤その他

(3) 履行期間

覚書交換日の翌日から令和9年12月31日まで

2 申請の時期

令和8年2月4日（水）から令和8年2月20日（金）まで

（土曜日、日曜日、祝日を除く毎日、午前10時から午後5時。ただし、正午から午後1時の間を除く。）

3 申請の方法

(1) 申請書の入手方法

① 交付期間

令和8年2月4日（水）から令和8年3月26日（木）まで

② 交付場所

当機構ホームページからのダウンロードによる。

(2) 申請書の提出方法

申請者は、申請書に2027年国際園芸博覧会に係る情報発信等業務共同企業体協定書（4(4)の条件を満たすものに限る。）の写しを添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）

により以下まで提出すること。

〒231-8315

神奈川県横浜市中区本町六丁目 50 番地 1 横浜アイランドタワー

独立行政法人都市再生機構 本社 総務部会計課 契約等担当

電話：045-650-0189

(3) 申請書等の作成に用いる言語

申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

4 共同企業体としての資格及び審査

次に掲げる条件を満たさない共同企業体については、共同企業体としての資格がないと認定する。

(1) 組合せ

構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとする。

① すべての構成員が、次に掲げる資格を満たしている者であること。

イ 令和7・8年度独立行政法人都市再生機構東日本地区物品購入等の契約に係る競争参加資格審査において、「役務提供」の資格を有すると認定されたものであること。

ロ 独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条の規定に該当しない者であること。

ハ 当機構から本業務の実施場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けている期間中でないこと。

ニ 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者若しくはこれに準ずるものでないこと。

② 構成員全体として、同種業務又は類似業務を受注し完了した実績を有すること。

(2) 共同企業体の協定書

共同企業体の協定書が、別紙に示された「2027年国際園芸博覧会に係る情報発信等業務共同企業体協定書」（以下、「共同企業体協定書」という。）によるものであること。

(3) 業務形態

① 構成員の業務分担が、業務の内容により、共同企業体協定書において明らかであること。

② 一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことについて、共同企業体協定書において明らかであること。

(4) 代表者要件

構成員において決定された代表者が、共同企業体協定書において明らかであること。

5 一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む共同企業体の取扱い

4(1)①イの認定を受けていない者を構成員に含む共同企業体も2及び3により申請をすることができる。この場合において、共同企業体としての資格が認定されるためには、4(1)①イの認定を受けていない構成員が4(1)①イの認定を受けることが必要である。また、この場合において、4(1)①イの認定を受けていない構成員が、当該業務に係る企画提案書の提出の

時までには4(1)①イの認定を受けていないときは、共同企業体としての資格がないと認定する。

6 資格審査結果の通知

「一般競争参加資格認定通知書」により通知する。

7 資格の有効期間

6の共同企業体としての資格の有効期間は、共同企業体としての資格の認定日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあつては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。

8 その他

- (1) 共同企業体の名称は「2027年国際園芸博覧会に係る情報発信等業務△△・××共同企業体」とする。
- (2) 当該業務に係る特定手続に参加するためには、企画提案書の提出の時に於いて、共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該業務の「企画提案競技実施の公示」に示すところにより、企画提案書の提出者として選定されていなければならない。

競争参加資格審査申請書

貴機構で行われる2027年国際園芸博覧会に係る情報発信等業務に係る競争に参加する資格の審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

年 月 日

独立行政法人都市再生機構 総務部長 丹 圭一 殿

登録等を受けている事業

(企業名)

登録事業名	登録番号	登録年月日	登録事業名	登録番号	登録年月日
	第 号	年 月 日		第 号	年 月 日

登録等を受けている事業

(企業名)

登録事業名	登録番号	登録年月日	登録事業名	登録番号	登録年月日
	第 号	年 月 日		第 号	年 月 日

登録等を受けている事業

(企業名)

登録事業名	登録番号	登録年月日	登録事業名	登録番号	登録年月日
	第 号	年 月 日		第 号	年 月 日

共同企業体名 2027年国際園芸博覧会に係る情報発信等業務△△・××共同企業体

(代表企業) 住所

商号又は名称

代表者氏名

印 ※1

担当者氏名

部署

電話

F A X

※1 本件責任者(会社名・部署名・氏名):

連絡先(電話番号):

※1 本件責任者の記載がある場合は、代表企業の代表者の押印は不要ですが、押印の有無にかかわらず、連絡先として代表企業の担当者氏名等を記載してください。

(構成員) 住所

商号又は名称

代表者氏名

印 ※2

※2 本件責任者(会社名・部署名・氏名):

担当者(会社名・部署名・氏名):

※3 連絡先(電話番号) 1 :

連絡先(電話番号) 2 :

(構成員) 住所
商号又は名称
代表者氏名 印 ※2

※2 本件責任者(会社名・部署名・氏名):

担当者(会社名・部署名・氏名):

※3 連絡先(電話番号) 1 :

連絡先(電話番号) 2 :

※2 構成員の本件責任者及び担当者の記載がある場合は、構成員の代表者の押印は不要です。押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。

※3 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

記載要領

登録事業名の記入に当たっては、一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(物品購入等)の業種区分に限るものとする。

(別紙、申請時に写しを提出して下さい。)

2027年国際園芸博覧会に係る情報発信等業務△△・××共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の業務を共同連帯して行うことを目的とする。

- 一 2027年国際園芸博覧会に係る情報発信等業務（当該業務内容の変更に伴う業務を含む。以下、「本業務」という。）
- 二 前号に附帯する業務

(名称)

第2条 当共同企業体は、2027年国際園芸博覧会に係る情報発信等業務△△・××共同企業体（以下「当共同体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当共同体は、事務所を〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当共同体は、令和 年 月 日に成立し、本業務の請負契約の履行後3か月を経過するまでの間は、解散することはできない。

2 本業務を請け負うことができなかつたときは、当共同体は、前項の規定にかかわらず、当該業務に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当共同体の構成員は、次のとおりとする。

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地 △△株式会社
〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地 ××株式会社

(代表者の名称)

第6条 当共同体は、△△株式会社を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当共同体の代表者は、本業務の履行に関し、当共同体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当共同体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

2 構成員は、本業務の過程において派生的に生じた著作権、特許権、実用新案権等の取扱いについては、発注者と協議を行う権限を、当共同体の代表者である企業に委任するものとする。なお、当共同体の解散後、共同体の代表者である企業が破産等（破産の申立てがなされた場合その他事実上倒産状態に至ったと認められる場合を含む。以下同じ。）又は解散した場合には、当該権利に関し発注者と協議を行う権限を、代表者である企業以外の構成員である一の企業に対し、その他の構成員である企業が委任するものとする。

(分担業務)

第8条 各構成員の本業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更増減があつたときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

〇〇の〇〇業務 △△株式会社

2 前項に規定する分担業務の価額（運営委員会で定める。）については、別に定めるところによるものとする。

（運営委員会）

第9条 当共同体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、本業務の履行に当たるものとする。

（構成員の責任）

第10条 構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担業務の進捗を図り、請負契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第11条 当共同体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

（構成員の必要経費の分配）

第12条 構成員は、その分担業務を行うため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

（共通費用の分担）

第13条 本業務を行うにつき発生した共通の経費等については、分担業務額の割合により運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

（構成員の相互間の責任の分担）

第14条 構成員がその分担業務に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

3 前2項に規定する責任について協議が調わないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4 前3項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する共同体の責任を逃れるものではない。

（権利義務の譲渡の制限）

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

（業務途中における構成員の脱退）

第16条 構成員は、当共同体が本業務を完了する日までは脱退することができない。

（業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置）

第17条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産等又は解散した場合においては、発注者の承認を得て、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完了するものとする。ただし、残存構成員のみでは適正な履行の確保が困難なときは、残存構成員全員及び発注者の承認を得て、新たな構成員を当該共同体に加入させ、当該構成員を加えた構成員が共同連帯して破産又は解散した構成員の分担業務を完了するものとする。

2 前項の場合においては、第14条第2項及び第3項の規定を準用する。

（解散後の瑕疵に対する構成員の責任）

第18条 当共同体が解散した後においても、当該業務につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

△△株式会社他○社は、上記のとおり2027年国際園芸博覧会に係る情報発信等業務共同企業体協定を締結したので、その証としてこの協定書○通を作成し、各通に構成員が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

△△株式会社 代表取締役 ○○ ○○ 印
××株式会社 代表取締役 ○○ ○○ 印

(契約時に写しを提出して下さい。)

2027年国際園芸博覧会に係る情報発信等業務△△・××共同企業体協定書
第8条に基づく協定書

2027年国際園芸博覧会に係る情報発信等業務については2027年国際園芸博覧会に係る情報発信等業務△△・××共同企業体協定書第8条の規定により、当共同体構成員が分担する業務の業務額を次のとおり定める。

記

分担業務額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

〇〇の〇〇業務 △△株式会社 〇〇円

〇〇の〇〇業務 ××株式会社 〇〇円

△△株式会社他〇社は、上記のとおり分担業務額を定めたので、その証としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

2027年国際園芸博覧会に係る情報発信等業務△△・××共同企業体

代表者 △△株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇 印
××株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇 印

参加表明書

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構
総務部長 丹 圭一 殿

共同企業体名 ※1

提出者 ※2 住所

商号又は名称

代表者氏名

印 ※3

令和8年2月4日付けで手続開始の公示がありました「2027年国際園芸博覧会に係る情報発信等業務」に係る企画提案競技への参加に関心がありますので、参加表明書を提出します。

なお、提出者（共同企業体の場合は、そのすべての構成員）が独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと及び参加表明書の内容については事実と相違ないことを誓約します。

※3 本件責任者（会社名・部署名・氏名）：

担当者（会社名・部署名・氏名）：

※4 連絡先（電話番号）1：

連絡先（電話番号）2：

※5 連絡先（メールアドレス）1：

連絡先（メールアドレス）2：

※1 単体事業者の場合は、記載は不要です。

※2 共同企業体の場合は、その代表者を記載すること。

※3 本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。

押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。

※4 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号・内線」「直通番号」等を記載。

個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

※5 連絡先は、本件責任者及び担当者の電子メールアドレスを記載。本件責任者及び担当者が固有のメールアドレスを使用していない場合は、会社（部署等）の電子メールアドレスでも可。

参加表明書に関する確認書

令和 年 月 日

商号又は名称 _____

令和7・8年度独立行政法人都市再生機構東日本地区物品購入等の契約に係る競争参加資格審査において、企画提案書提出時点において業種区分「役務提供」の資格を有すると認定された者であることを

() 認定済の登録番号 ※1

() 申請中に基づき、申請時の受付印が押された「受理票」の写し ※2

※いずれかに○

のとおり証明いたします。

記

認定済の登録番号

登録番号							
------	--	--	--	--	--	--	--

※1 以下より、登録番号を確認のうえ、ご記入ください。

当機構ホームページ>入札・契約情報>入札等に参加される皆さまへ

<https://www.ur-net.go.jp/order/procedure.html>

※2 申請中かつ企画提案書提出時までに認定を受ける際は、本様式に「別紙のとおり」と記載のうえ、申請時の受付印が押された「受理票」の写しを、本様式と合わせてご提出ください。

(参考) 認定通知書の送付取りやめに関する周知

当機構ホームページ>入札・契約情報>競争参加資格(申請・変更)

<https://www.ur-net.go.jp/order/info.html>

以上

会社概要等

商号又は名称、代表者氏名 (※1)		
本店	所在地	
	電話番号	
本業務を行 う業務拠点	業務拠点の名称	
	所在地	
	電話番号	
	役職名 代表者氏名	
業務実施体制 (担当) (※2)		
ISO/IEC27001 : 2022、JISQ27001 : 2023 の認証登録番号 (※3)		

※1 企業概要がわかる最新の会社概要パンフレット等を1部添付すること。

※2 別紙の添付を可とする(任意様式可。ただし、A4版サイズ1枚以内。)

※3 ISO/IEC27001 : 2022、JISQ27001 : 2023 の登録証の写しを添付してください。

同種業務又は類似業務の実績

年度	発注者	施設名・業務名	施設規模・展示面積	種類
(例) 平成〇	A 社	△△ (**社)	××m ²	同種
合計件数：				件

※A4 縦 1 枚

※元請け実績に限る。

※記載できる業務実績は最大 5 件とする。

※共同企業体の場合は、「施設名・業務名」欄に、括弧書きで実績を有する構成員名を記載すること。

※「種類」欄に、「同種」又は「類似」と種別を記載すること。

※各業務実績の詳細は様式 3 - 2 に記載すること。

業務実績の詳細

施設名・業務名	
所在地	
開催期間	
施設規模・展示面積	
施設・業務の概要及び特色	
特に配慮・工夫した点	

※A4 縦1枚

※共同企業体の場合は、「施設名・業務名」欄に、括弧書きで実績を有する構成員名を記載すること。

配置予定責任者の経歴

氏名	
所属・役職	
業務経歴・実績	
その他	

※ A4 縦 1 枚

※ 「業務経歴・実績」欄には、各経歴・実績について、年度、施設名、具体的な業務内容、同種業務・類似業務の識別を記載すること。

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標について適合状況

商号又は名称：

※1～3の全項目について、該当するものに○を付けること。

※それぞれ、該当することを証明する書類（認定通知書の写し・一般事業主行動計画策定・変更届（都道府県労働局の受領印付）の写し）を添付すること。

※「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する外国法人の確認事務取扱要綱」第2条に規定する同要綱の対象となる外国法人については、様式4-2の様式を使用すること。

1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定等

- プラチナえるぼしの認定を取得している。 【 該当 ・ 該当しない 】
- えるぼし3段階目の認定を取得しており、かつ、「評価項目3：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。 【 該当 ・ 該当しない 】
- えるぼし2段階目の認定を取得しており、かつ、「評価項目3：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。 【 該当 ・ 該当しない 】
- えるぼし1段階目の認定を取得しており、かつ、「評価項目3：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。 【 該当 ・ 該当しない 】
- 一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定・届出をしており、かつ、常時雇用する労働者が100人以下である。 【 該当 ・ 該当しない 】

2 次世代育成支援対策推進法に基づく認定

- 「プラチナくるみん認定」を取得している。 【 該当 ・ 該当しない 】
- 「くるみん認定」（令和4年4月1日以降の基準）を取得している。 【 該当 ・ 該当しない 】
- 「くるみん認定」（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）を取得している。 【 該当 ・ 該当しない 】
- 「トライくるみん認定」を取得している。 【 該当 ・ 該当しない 】
- 「くるみん認定」（平成29年3月31日までの基準）を取得している。 【 該当 ・ 該当しない 】

3 青少年雇用促進法に基づく認定

- 青少年雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定）を取得している。 【 該当 ・ 該当しない 】

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標について適合状況
〔ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する外国法人の確認事務取扱要綱〕第2条に規定する同要綱の対象となる外国法人の場合)

商号又は名称：

※1～3の全項目について、該当するものに○を付けること。

※それぞれ、該当することを証明する書類（内閣府男女共同参画局長による認定等相当確認通知書の写し）を添付すること。

1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定等

○ プラチナえるぼしの認定に相当している。 【該当・該当しない】

○ えるぼし3段階目の認定に相当しており、かつ、「評価項目3：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。 【該当・該当しない】

○ えるぼし2段階目の認定に相当しており、かつ、「評価項目3：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。 【該当・該当しない】

○ えるぼし1段階目の認定に相当しており、かつ、「評価項目3：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。 【該当・該当しない】

○ 一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定している状態に相当しており、かつ、常時雇用する労働者が100人以下である。 【該当・該当しない】

2 次世代育成支援対策推進法に基づく認定

○ 「プラチナくるみん認定」に相当している。 【該当・該当しない】

○ 「くるみん認定」（令和4年4月1日以降の基準）に相当している。 【該当・該当しない】

○ 「くるみん認定」（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）に相当している。 【該当・該当しない】

○ 「トライくるみん認定」に相当している。 【該当・該当しない】

○ 「くるみん認定」（平成29年3月31日までの基準）に相当している。 【該当・該当しない】

3 青少年雇用促進法に基づく認定

○ 青少年雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定）に相当している。 【該当・該当しない】

企画提案書

業務名称 2027年国際園芸博覧会に係る情報発信等業務

標記業務について、企画提案書を提出します。企画提案書の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構

総務部長 丹 圭一 殿

提出者)	住所	
	商号又は名称	
	代表者氏名	印 ※1
提案内容に関する連絡先)	担当部署	
	氏名	
	電話番号	
	メールアドレス	

※1 本件責任者（会社名・部署名・氏名）：

担当者（会社名・部署名・氏名）：

※2 連絡先（電話番号）1：

連絡先（電話番号）2：

※3 連絡先（メールアドレス）1：

連絡先（メールアドレス）2：

※1 本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。

押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。

※2 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号・内線」「直通番号」等を記載。

個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可

※3 連絡先は、本件責任者及び担当者の電子メールアドレスを記載。本件責任者及び担当者が固有のメールアドレスを使用していない場合は、会社（部署等）の電子メールアドレスでも可。

参考見積書

※ 企画提案に係る参考見積の内訳については、下表の項目に従って作成すること。

※ 各項目の算定根拠（仕様並びに数量（単位）・単価等）が分かるように、別途明細を添付すること（明細の様式は任意）。

見積項目：	金額（税込）：
(1) 当機構の参画に関する情報発信戦略の立案、効果検証等 <ul style="list-style-type: none"> ・情報発信戦略の立案 ・K P I の設定及び効果検証方法の提案、実施 ・効果検証結果の分析、改善施策の提案、実施 	円
(2) 園芸博特設ウェブページ、SNSコンテンツの制作等 <ul style="list-style-type: none"> ・園芸博特設ウェブページ ・X、I n s t a g r a m ・n o t e 	円
(3) 情報発信ツール（チラシ、パンフレット、ノベルティ等）の制作等 <ul style="list-style-type: none"> ・情報発信ツールの企画 ・制作物に関するデザイン制作、印刷、製造 	円
(4) 会期前における機運醸成施策の実施等 <ul style="list-style-type: none"> ・会期前における機運醸成施策の企画立案 ・機運醸成施策の実施 ・実施結果の整理、振り返り 	円
(5) その他 <ul style="list-style-type: none"> ・U R が別途発注する業務受注者等との調整 ・GREEN×EXPO 協会を含む関係者との調整及び支援 ・成果報告 ・その他、本業務の目的を達成するために必要と認められる業務 	円
合計金額（税込）：	
(1) + (2) + (3) + (4) + (5) <p>※ 合計金額が、提示した概算費用を超過している場合、又は、提案内容に対して見積りが不適切な場合には特定しない。</p>	円

独立行政法人都市再生機構

総務部長 丹 圭一 殿

(住 所)

(会社名)

(代表者名)

印

秘密保持に関する確約書

当社は、2027年国際園芸博覧会に係る情報発信等業務の企画提案競技（以下「本企画提案競技」という）に係る掲示兼企画提案競技説明書及び業務説明書（以下「本資料等」という）として、貴機構から開示を受ける情報の取扱いについて、以下の各条項の定めに従うことを確約します。

第1条（秘密情報）

本確約書における秘密情報とは、本資料等として貴機構から開示される文書、口頭、電子媒体、電気通信回線その他開示方法の如何を問わないすべての情報をいいます。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に定義される個人情報を除き、本確約書における秘密情報として扱わないものとします。

- 一 貴機構から開示を受けた時点で既に公知であった情報又は既に当社が保有していた情報
- 二 貴機構から開示を受けた後、当社の責によらず公知となった情報
- 三 当社が秘密保持義務を負うことなく、正当な権利を有する第三者から合法的に入手した情報
- 四 貴機構からの開示によらず、当社が独自に開発した情報

3 当社は、本確約書の存在及びその内容並びに貴機構から秘密情報の開示を受けて本企画提案競技について検討を行っている事実についても、秘密情報に準じて取扱うこととし、本確約書に記載の各条項に従います。

第2条（本資料等の開示）

当社は、本資料等を配布又は閲覧の方法により貴機構から開示を受けることとします。

2 当社は、本資料等を閲覧の方法により開示を受ける場合は、貴機構と合意の日時及び場所において閲覧します。

第3条（目的外利用の禁止）

当社は、秘密情報を本企画提案競技にかかる検討に使用する（企画提案書の作成を含む。以下同じ。）目的以外に一切利用しません。

第4条（秘密保持義務）

当社は、秘密情報を善良な管理者の注意義務をもって管理します。

- 2 当社は、本企画提案競技に携わる従業員（以下「従業員」という）に対してのみに秘密情報を開示します。この場合において、当社は従業員に対して、当社が負う秘密保持義務と同等の義務を負わせます。
- 3 当社は、貴機構の事前の書面による承諾なくして、秘密情報を如何なる第三者に対しても開示又は遺漏せず、その秘密を保持します。この場合において、貴機構の事前の書面による承諾を得て、秘密情報を第三者に開示するときは、当社は被開示者となる第三者に対して、当社が負う秘密保持義務と同等の義務を負わせます。
- 4 前項の規定により、当社が秘密情報を第三者に開示するときは、当社は、第三者が秘密保持義務に違反しないように必要かつ適切な監督をします。
- 5 第2項及び第3項の規定にかかわらず、当社は、自社の取締役、監査役及び執行役員並びに顧問契約を締結している弁護士、公認会計士、税理士その他法定の守秘義務を負担する専門家に対して、本件検討に必要最小限度の範囲内で秘密情報を開示できるものとします。この場合において、当社はこれらの者に対して、その在職中か退職後か、又は顧問契約の期間中か期間後かを問わず、当社が負う秘密保持義務と同等の義務を負わせます。
- 6 第3項の規定にかかわらず、当社は、裁判所又は公的機関から法令に基づき開示を命じられた場合又は照会を受けた場合は、当該裁判所又は公的機関に対して秘密情報を開示する場合があります。この場合において、開示を命じられた場合又は照会を受けた場合には貴機構に通知を行い、情報の秘密が保持される最善の努力をした上で開示等を行います。
- 7 当社は、秘密情報の管理状況について、貴機構から確認及び調査を求められた場合には、これに協力します。

第5条（事故時の対応）

当社は、秘密情報につき、漏出、紛失、盗難、押収等の事故（以下「本件事故」という）が発生した場合又は発生のおそれがあると認識した場合は、適切な措置を執るとともに直ちにその旨を貴機構に連絡し、貴機構の指示に従います。

- 2 本件事故が発生し、これによって貴機構に損害（第三者から請求された損害、当社が予見すべき特別事情による損害及び弁護士費用を含む。以下同じ。）が生じたときは、当社は、これを負担します

第6条（秘密情報の返還等）

当社は、次条に定める本確約書の有効期間の終期が到来した場合、又は貴機構から秘密情報を返還又は破棄するよう求められた場合は、秘密情報について、直ちに貴機構に返還し、又は当社自らの責任において破棄します。この場合において、当社自ら破棄した場合には、破棄が完了したことを証する書面を貴機構に提出します。

- 2 前項の規定にかかわらず、当社は会計上の証拠書類としての保管等、内部管理目的のために秘密情報を返還又は破棄できない場合は、貴機構の承諾を得た上で、本確約書の定める各条項に従い、引き続き秘密情報を保持することができるものとします。

第7条（本確約書の有効期間）

本確約書の有効期間は、本確約書の差入日から令和9年12月31日までとします。

- 2 前項の規定にかかわらず、前条第2項の規定に基づき貴機構の承諾を得た上で、秘密情報を保持する場合は、当該情報を返還又は破棄するまでの間を本確約書の有効期間とします。

第8条（秘密保持の期間）

前条の規定にかかわらず、本確約書の前2条を除く規定は、本確約書の有効期間終了後も有効に存続するものとします。

第9条（損害賠償）

当社が貴機構に対して損害を及ぼした場合において、本確約書に定める各条項に違反していないと認められない限り、当社はその損害を賠償します。

第10条（管轄裁判所）

当社は、本確約書に関する紛争について、横浜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意します。

以 上